

(2) 実務経験等【注：平成 30 年度より該当要件が変更（A、Bのみ）になっています。】

該当要件		対象となる業務及び期間	必要実務経験期間
A	法定資格 (21 職種)	別紙A (P9~10) に掲げる法定資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む) 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	Aのみ、またはBのみ、もしくはA+Bの当該業務に従事した期間が通算(合計)して5年以上であり、かつ、従事した日数が900日以上
B	相談業務	別紙B (P11) に掲げる相談援助業務に従事した期間	

注 1 Aに該当する者の当該業務従事期間は、資格の取得日・登録日以降の期間になります。

注 2 Aの資格を有していても、要援護者に対する直接的な援助ではない業務（教育・研究・営業・事務等）を行っている期間は、実務経験期間には含まれません。

注 3 同一期間に重複して複数業務に従事した場合、従事日数は通算できますが、期間は通算できません。また、1日に2カ所で業務に従事した場合、従事日数は1日となります。（場合により「従事日数内訳証明書」が必要になります。）

注 4 従事日数については、1日の勤務時間が短い場合についても1日勤務したものとみなします。

注 5 申込時点で実務経験期間・従事日数が足りない場合は、「見込による実務経験証明書」により試験日の前日（10月7日（土））まで参加できますが、10月18日（水）＜消印有効＞までに再度「実務経験証明書」（見込に○をしない）を提出する必要があります。提出されない場合は、審査・受験が無効となります。

(3) 受験対象者についての留意点

次の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 69 条の 2 に定める登録を受けることができないので留意すること。

- ア 成年被後見人、または被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 介護保険法その他国民の保健医療もしくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 登録の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- オ 介護保険法第 69 条の 38 第 3 項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に同法第 69 条の 6 第 1 項第 1 号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- カ 介護保険法第 69 条の 39 の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して 5 年を経過しない者
- キ 介護保険法第 69 条の 39 の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して 5 年を経過しない者